

# 「日本写真学会誌」論文投稿規定

(一社)日本写真学会

2010(平成22)年11月17日制定

2012(平成24)年4月17日改訂

2014(平成26)年1月14日 改訂

2018(平成26)年1月31日 改訂

## 1. 日本写真学会誌について

日本写真学会誌(以下、本誌)は、写真および画像に関する論文を掲載し、もって会員に必要なかつ有益な情報を提供します。

投稿論文とは、写真および画像に関する学術的あるいは技術的に価値のある結論や事実を含み、著者がその内容を広く会員に知らせるために投稿されたもので、編集委員会の査読に基づき、掲載の可否が決定されます。

## 2. 投稿論文の種類

内容により次のように分類しますが、必ずしもその一に厳密には対応しないものも受け入れることがあります。題名等に商品名や会社名を含むことは技術レポートにのみ許容されますが、その表現法については編集委員会により修整を求めることがあります。

### ① 一般論文

科学的あるいは工業的に有用な発見・発明や、独創的な研究・開発に基づくもので、学術的あるいは技術的に新規の価値のある結論や事実を含むもの。

著者の公刊されている複数の論文の内容を、ある主題のもとに論じ、新規性のある結論をのべたもの。

### ② レター

新規の価値の高い結論または事実を含み、特に速やかに発表する必要があるもの。あるいは断片的な研究であっても、新しい事実や価値あるデータを含むもの。刷り上がり3ページ以内としますが、編集委員会が認めた場合は超過も可とします。

### ③ 総説

原則として、著者の特色ある研究を中心に、その分野全般にわたる最近の進歩とその背景を、広い視野から総合的に解説した記事で、広範な文献引用があるもの。

### ④ 技術レポート

工業的に有用な新しい技術的知見、方法、データなどをまとめたもの。新製品等に用いられた新規性のある技術開発についてのべたもの。

## 3. 執筆資格

投稿論文の著者は本会の正会員に限ります。連名の場合は正会員が1名以上含まれていることが必要です。ただし、技術レポートについては、本会の会員または賛助会員の組織に所属されていればよく、編集委員会で特に認めた場合もこの限りではありません。

## 4. 原稿の著作権

本会誌に掲載された論文の著作権および複写権は本会に委譲していただきます。原稿提出後にお送りす

る著作権委譲書類に自署して返送ください。

なお、執筆者本人がこの著作物を利用できる範囲については、規定『「日本写真学会誌」における著作権の取扱いについて』、および著作権委譲契約書類に記載してあります。

## 5. 原稿の受付

1) まず審査のための原稿を提出してください。これは図表等をすべて1つにまとめたpdfファイルまたはwordファイルで作成し、このファイルと3)に掲載の「投稿票」のデジタルデータファイルが入ったメディア、ならびに原稿のハードコピー3部、投稿票のハードコピー1部を編集委員長(表紙2参照)あてにお送りください。pdfファイルはテキストが抽出できるものとしてください。

2) 受付日は、原稿が編集委員長に到着した日です。

### 3) 投稿票

A4判用紙に次の事項を記載したものを作成し、原稿と一緒に提出してください。

投稿日:

論文の種類:

論文題名:

著者:

連絡先 氏名:

所属:

住所: 〒

TEL: FAX:

E-mail:

原稿総頁数: 図数: 写真数: 表数:

## 6. 投稿論文の審査・再提出

1) 投稿論文は、日本写真学会誌規程に定める審査結果を考慮の上、編集委員長が掲載の可否を決定します。

2) 編集委員会は内容を損なわない範囲で原稿の字句の加除修正を行なうことがあります。

3) 査読により訂補を求められた原稿は、速やかに修正して再提出してください。なお、著者への返送日より3ヶ月を経た後に再提出された場合は、新たに投稿されたものとして受付けることになります。

## 7. 原稿の受理と印刷

1) 原稿の修正不要、あるいは再審査不要の判定がでたら、印刷用の原稿を送付下さい。原稿の受理日は、この原稿が到着した日付です。

2) 受理された原稿は、編集委員会の訂正要求箇所以外には承諾なく変更を加えてはいけません。

3) 印刷用原稿では、図・写真・表などはなるべく汎用的なデータフォーマット(tif, jpg, bmp, epsなど)を用い、階調のビット数、画像の大きさ、圧縮、などに十分に注意し、1枚ずつ個別ファイルにして提出してください。なお、精細なハードコピー2部を必ず添付してください。

4) 掲載は原則として受理日順ですが、レターは一般論文、技術レポートに優先して印刷されます。

## 8. 校正

1) 著者校正を1回行ないます。印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿にない字句の挿入、および図

版の修正は原則として認められません。

2) 著者は校正刷受領後2日以内に校了し、指定送付先へ返送してください。遅延時には、編集委員会の校正をもって校了とすることがあります。

#### 9. 投稿料金と別刷料金

投稿論文の執筆者は論文掲載費用の一部を投稿料金として負担していただきます。カラー掲載しない場合には、投稿料金は基本料金が論文1件あたり10,000円、ページあたり料金が1ページあたり6,000円です。著者は掲載論文のpdfファイルが入ったデジタルメディアを受け取ることができます。別刷購入の義務はありません。別刷は印刷経費を勘案した別料金となり、1ページあたり50部ごとに1,000円です。この場合の投稿料金と別刷料金は別表1をご覧ください。カラー掲載を含む場合には、投稿料金は基本料金が論文1件あたり10,000円、ページあたり料金が15,000円です。カラー別刷料金は別途見積もりします。

別表1. 一般論文の投稿料金，別刷料金 早見表

ページ数	別刷り部数				
	0	50	100	150	200
1	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000
2	22,000	24,000	25,000	26,000	27,000
3	28,000	31,000	32,000	33,000	34,000
4	34,000	38,000	39,000	40,000	41,000
5	40,000	45,000	46,000	47,000	48,000
6	46,000	52,000	53,000	54,000	55,000
7	52,000	59,000	60,000	61,000	62,000
8	58,000	66,000	67,000	68,000	69,000
9	64,000	73,000	74,000	75,000	76,000
10	70,000	80,000	81,000	82,000	83,000

11ページ以上は別途お知らせします。